

○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第二百二十九条第八項の規定による届出書の様式) 第二十九条の二 (略)</p> <p>別記 第三十二号様式の二(令第二百二十九条第八項の規定による届出書の様式) (第二十九条の二関係) (略)</p> <p>備考 一 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第四百一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記(同法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。</p> <p>二 (略)</p>	<p>(令第二百二十九条第八項の規定による届出書の様式) 第二十九条の二 令第二百二十九条第八項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。</p> <p>別記 第三十二号様式の二(令第二百二十九条第八項の規定による届出書の様式) (第二十九条の二関係) (略)</p> <p>備考 一 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第四百一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と</p> <p>二 (略)</p> <p>記載するものとする。</p>